

元年承認第 1 号

専決処分の承認について

瀬戸市条例の規定における元号等の取扱いに関する条例（令和元年瀬戸市条例第 1 号）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分した。

よって、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 14 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、
瀬戸市条例の規定における元号等の取扱いに関する条例の制定について次のとおり専決処分する。

令和元年 5 月 1 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 1 号

瀬戸市条例の規定における元号等の取扱いに関する条例

瀬戸市条例の規定中、次の表の左欄に掲げる元号等については、同表の右欄に掲げる元号等と読み替えて適用する。

平成 31 年度	令和元年度
平成 31 年 5 月 1 日	令和元年 5 月 1 日
平成 31 年 7 月 1 日	令和元年 7 月 1 日
平成 31 年 8 月	令和元年 8 月
平成 31 年 9 月 30 日	令和元年 9 月 30 日
平成 31 年 10 月 1 日	令和元年 10 月 1 日
平成 31 年 10 月 31 日	令和元年 10 月 31 日
平成 31 年 11 月	令和元年 11 月
平成 32 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
平成 32 年度	令和 2 年度
平成 32 年 4 月 1 日	令和 2 年 4 月 1 日
平成 32 年 10 月 1 日	令和 2 年 10 月 1 日
平成 32 年 11 月 2 日	令和 2 年 11 月 2 日
平成 33 年	令和 3 年
平成 33 年 1 月 1 日	令和 3 年 1 月 1 日
平成 33 年 3 月 1 日	令和 3 年 3 月 1 日
平成 33 年 3 月 31 日	令和 3 年 3 月 31 日
平成 33 年度	令和 3 年度

平成 3 3 年 1 0 月 1 日	令和 3 年 1 0 月 1 日
平成 3 3 年 1 1 月 1 日	令和 3 年 1 1 月 1 日
平成 3 4 年 3 月 3 1 日	令和 4 年 3 月 3 1 日
平成 3 4 年度	令和 4 年度
平成 3 4 年 1 0 月 1 日	令和 4 年 1 0 月 1 日
平成 3 6 年 3 月 3 1 日	令和 6 年 3 月 3 1 日
平成 3 5 年度	令和 5 年度
平成 3 6 年 9 月 3 0 日	令和 6 年 9 月 3 0 日
平成 4 3 年度	令和 1 3 年度

附 則

この条例は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

元年承認第 2 号

専決処分の承認について

瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例（平成 31 年瀬戸市条例第 17 号）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分した。

よって、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 14 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第17号

瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例

（瀬戸市市税条例の一部改正）

第1条 瀬戸市市税条例（昭和40年瀬戸市条例第6号）の一部を次のよ
うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 第7条の3の2 平成22年度から <u>平成45年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割 の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別 措置法第41条又は第41条の2の2の規定の 適用を受けた場合（居住年が平成11年から平 成18年まで又は平成21年から平成33年ま での各年である場合に限る。）において、前条 第1項の規定の適用を受けないときは、 <u>法附則</u> <u>第5条の4の2第5項</u> （ <u>同条第7項</u> の規定によ り読み替えて適用される場合を含む。）に規定 するところにより控除すべき額を、当該納税義 務者の第34条の3及び第34条の6の規定を 適用した場合の所得割の額から控除する。	附 則 第7条の3の2 平成22年度から <u>平成43年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割 の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別 措置法第41条又は第41条の2の2の規定の 適用を受けた場合（居住年が平成11年から平 成18年まで又は平成21年から平成33年ま での各年である場合に限る。）において、前条 第1項の規定の適用を受けないときは、 <u>法附則</u> <u>第5条の4の2第6項</u> （ <u>同条第9項</u> の規定によ り読み替えて適用される場合を含む。）に規定 するところにより控除すべき額を、当該納税義 務者の第34条の3及び第34条の6の規定を 適用した場合の所得割の額から控除する。 <u>2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用す る。</u>

	<p>(1) <u>前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</u></p>
<p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。</u></p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 <u>法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>5 <u>法附則第15条第33項第1号ロに規定する</u></p>	<p>3 <u>第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。</u></p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 <u>法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>5 <u>法附則第15条第32項第1号ロに規定する</u></p>

設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
7 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。	9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。	10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
12 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
13 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
14 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	14 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
15 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	15 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
16 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	16 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
17 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に	17 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に

取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、零）とする。

18 <省略>

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 <省略>

2から5まで <省略>

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) <省略>

取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第46項に規定する機械装置等にあつては、零）とする。

18 <省略>

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 <省略>

2から5まで <省略>

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) <省略>

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附
則第12条第24項に規定する補助金等、居
宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) <省略>

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修
住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部
分について、これらの規定の適用を受けようと
する者は、同条第9項に規定する熱損失防止改
修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げ
る事項を記載した申告書に施行規則附則第7条
第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出
しなければならない。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附
則第12条第31項に規定する補助金等

(6) <省略>

9 <省略>

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する
特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定
する特定熱損失防止改修住宅専有部分につい
て、これらの規定の適用を受けようとする者
は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損
失防止改修工事が完了した日から3月以内に、
次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附
則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して
市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附
則第12条第31項に規定する補助金等

(6) <省略>

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適
合家屋について、同項の規定の適用を受けよう
とする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震
改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附
則第12条第22項に規定する補助金等、居
宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) <省略>

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修
住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部
分について、これらの規定の適用を受けようと
する者は、同条第9項に規定する熱損失防止改
修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げ
る事項を記載した申告書に施行規則附則第7条
第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出
しなければならない。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附
則第12条第29項に規定する補助金等

(6) <省略>

9 <省略>

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する
特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定
する特定熱損失防止改修住宅専有部分につい
て、これらの規定の適用を受けようとする者
は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損
失防止改修工事が完了した日から3月以内に、
次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附
則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して
市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附
則第12条第29項に規定する補助金等

(6) <省略>

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適
合家屋について、同項の規定の適用を受けよう
とする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震
改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる

事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第13条の2 <省略>

2 <省略>

3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項中 表以外の 部分	平成6年度	市街化区域設定年度（令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。
--------------------	-------	--

事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第13条の2 <省略>

2 <省略>

3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から第4号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項中 表以外の 部分	平成6年度	市街化区域設定年度（令附則第14条の2第2項第2号から第4号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。
--------------------	-------	--

		以下この条において同じ。)
	<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<省略>

		以下この条において同じ。)
	<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<省略>

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。))において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動

車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表

欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成

の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成

30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2から4まで <省略>

第25条の5 法附則第15条第1項、第18項、第19項、第21項、第24項、第27項、第44項、第45項若しくは第50項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条若しくは第15条の3」とする。

(瀬戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市市税条例の一部を改正する条例（平成29年瀬戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下

30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2から4まで <省略>

第25条の5 法附則第15条第1項、第17項、第18項、第20項、第23項、第26項、第32項若しくは第44項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条若しくは第15条の3」とする。

線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;"><省略></div> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、<u>当分の間</u>、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 <u>法附則第30条</u>に規定する3輪以上の軽自動車に対する<u>当該軽自動車</u>が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する<u>年度以後の年度分</u>の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;"><省略></div>	<p>附 則 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;"><省略></div> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 <u>平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)</u>を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する<u>平成31年度分</u>の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;"><省略></div>

(瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年瀬戸市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、<u>第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2から9まで <省略></p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び<u>第12項</u>において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 <省略></p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、<u>申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)</u>に備えられたファイルへの記録がされた</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項<u>及び第11項</u>において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2から9まで <省略></p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法<u>その他施行規則で定める方法</u>により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 <省略></p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する</p>

時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

市長に到達したものとみなす。

1 3 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

1 4 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

1 5 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

1 6 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処

分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 第1条中瀬戸市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日

(5)から(8)まで <省略>

(市民税に関する経過措置)

第2条 <省略>

2 <省略>

3 第1条の規定による改正後の瀬戸市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 第1条中瀬戸市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日

(5)から(8)まで <省略>

(市民税に関する経過措置)

第2条 <省略>

2 <省略>

3 第1条の規定による改正後の瀬戸市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1

0項から第17項までの規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

0項から第12項までの規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の瀬戸市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第25条の5の規定の適用については、同条中「第45項若しくは第50項」とあるのは「第45項」とする。

瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例要綱

この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部が改正されたことに伴い、瀬戸市市税条例、瀬戸市市税条例の一部を改正する条例及び瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例中、おおむね次の事項を改正したものである。

第1 市民税に関する事項

- (1) 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除について、控除期間を延長するもの。また、個人市民税の納税通知書が送達される時までに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する記載事項があること等の要件を不要するもの。（第1条中附則第7条の3の2関係）
- (2) 法人市民税の納税申告書について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して提出することが義務付けられている資本金1億円超の法人が、災害等の理由により当該組織を使用することが困難であると認められる場合で、市長の承認を受けたときは、書面での提出ができることとするもの。（第3条中第48条関係）

第2 軽自動車税に関する事項

- (1) 平成18年3月31日までに車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る平成31年度分の重課税率の特例について規定し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車（一定の条件を満たすものに限る。）について、軽課税率の特例を削除するもの。（第1条中附則第16条関係）
- (2) 車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割の重課税率の特例につい

て規定するもの。（第2条中附則第16条関係）

第3 その他

その他所要の事項を改正し、施行期日を平成31年4月1日とし、
所要の経過措置を設けるもの。